

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項後段及び第33条第3項後段の規定に基づき特例措置を採ることができる精神科病院について、次のとおり認定します。

令和8年4月1日

京都市長 松井孝治

病院名	所在地	認定期間
医療法人 稲門会 いわくら病院	京都市左京区岩倉上蔵町 101番地	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

(保健福祉局障害保健福祉推進室)